



## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 区職員「5割」の出勤抑制に取り組みます

と き 4月17日(金)から

区は、17日から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区民サービスを維持しつつ、出勤者を「5割」抑制する。

新型コロナウイルス感染症対策に関する業務や区民生活に必要な行政サービスに影響を及ぼさないことを基本とし、事務の先送りや見直しなどを行い、出勤抑制に最大限取り組む。

実施期間は、4月17日(金)から5月6日(水)まで。

### 1 導入理由

区は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言時(令和2年4月7日付け)において、事業の継続が求められる事業者該当する。

しかし、国からの感染症まん延防止に関する要請を受け、区民サービスを維持しつつ、区職員についても可能な範囲で出勤者の抑制に最大限取り組むため。

### 2 出勤抑制の考え方

- (1) 感染症対策などの区として取り組むべき業務に影響を及ぼさないことを基本とする。
- (2) 常勤職員4割、会計年度任用職員7割の出勤を抑制し、区全体として5割の出勤抑制に取り組む。
- (3) 出勤抑制の対象となる常勤職員は「在宅勤務」とする。
- (4) 出勤抑制の対象となる会計年度任用職員は「自宅待機」とする。
- (5) 各部においては、事務の先送りや見直しなどの対応を図り、職員の出勤抑制に最大限努めるものとする。

### 3 実施期間

令和2年4月17日(金)から令和2年5月6日(水)まで